

会 議 ・ 行 事 の 記 録

決 裁 区 分	町 長	副 町 長	課 長	課長補佐	係 長	合 議	起 案
決 裁 月 日	平成 30 年 10 月 16 日			起案者	主 事 林 邦 洋		

会議の名称	平成30年度 第1回八雲町国民健康保険運営協議会						
日 時	9月4日(火) 14:00 ~ 15:30			場 所	役場 3階 議員控室		

会 議 ・ 行 事 の 処 理 顛 末

◆出席者 — 11名

委員) 小林委員、石亀委員、田原委員、山本委員、百々委員、水口委員

町、事務局) 岩村町長、川口課長、北川課長、菅原補佐、林係長

1. 開 会 課長

ただいまから、平成30年度第1回八雲町国民健康保険運営協議会を開催いたします。
 本日の協議会には、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員より欠席する旨の申し出がありましたので、報告申し上げます。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。はじめに辞令交付を行います。

町長から辞令書を手渡す。

課長)

本日の出席者ですが、定員9名中6名の出席となっています。従いまして、第1回国民健康保険運営協議会は成立していることをご報告いたします。

また、この運営協議会は自治基本条例により、一般公開することとなっています。また、会議録を作成し、これを公表するということになってはいますが、会議録における個人名は公表しないということになってはいますので、どうか忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

なお、会議の議長は会長が務めることとなっていますのが、第8期の委員として今回初めての協議会でございますので、会長選任までの間、町長を仮議長として議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2. 町長挨拶

みなさん大変ご苦勞さまでございます、本日は平成30年度、第1回目の八雲町国民健康保険運営協議会に大変お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。また、日頃、町行政、特に福祉、国保運営に対しましてご尽力をいただきましてこの場を借りてお礼申し上げます。

八雲町国民健康保険の運営にあたりましては、平成29年度において約4千700万円の赤字で決算させていただいたところです。現在基金もないなかで、大変厳しい運営を強いられているところでございます。

ご承知のとおり、平成30年度の国保都道府県単位化を迎えるにあたりましては、財政構造が大きく改変され、北海道が市町村とともに国保の運営主体となります。改革のメリットも様々ございますが、八雲町では赤字解消に向けた取り組みなど、今後も厳しい状況に変わりはないと考えております。引き続き財政の立て直しに努め、歳入においては税の適正な賦課、収納率の向上、歳出においては医療費の適正化に取り組んでいく所存でございます。本日皆様にご協議いただいた事項につきましては、今後の国保運営に反映させていただくとともに、適切に執行してまいります。皆様におかれましては忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願い申しあげまして挨拶に代えさせていただきます。

町長)

それでは、会長選任までの間、仮議長を務めさせていただきます。

初めに会長及び会長職務代理者の選任についてですが、どのような方法がよろしいでしょうか。

どなたか、ご意見は。

〇〇委員)

私の推薦でよろしければ、〇〇委員にお願いしたいと思います。

町長)

ただいま、〇〇委員から推薦提案がありましたが、これについていかがでしょうか。

異議なし

町長)

異議なしと声がありましたので、第8期の会長に〇〇委員に決定します。

それでは、会長が決まりましたので、以降は会長の進行でお願いします。

課長)

それでは町長におかれましては次の任務がございますので退席とさせていただきます。

会長)

ただいま推薦いただきましてありがとうございます。国保の運営にあたりましては町長からお話がありましたとおり大変厳しい状況ということでございます。しかしながら国保という制度は我々が病気になったとき、また健康維持などなくてはならない制度でございます。今後皆様と一緒に国保の運営に少しでも役に立てればと思っておりますので今後ともよろしく願いいたします。

それでは会長職務代理の選出についてですがどのようなかたちがよろしいでしょうか。

〇〇委員)

私の推薦でよろしければ、〇〇委員にお願いしたいと思います。

会長)

ただいま、〇〇委員から推薦提案がありましたが、これについていかがでしょうか。

異議なし

会長)

異議なしと声がありましたので、第8期の会長職務代理に〇〇委員に決定します。

それでは、議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に〇〇委員と〇〇委員の2名をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。最初に報告事項(1)につきまして、事務局からご説明をいただきたいと思います。

(係長より(1)について説明)

会長)

平成29年度国保会計決算報告について説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

会長)

保険給付費が昨年度より3千万円ほど多いとありますが、赤字の4千万円にこれが入っているというのでしょうか。

係長)

医療費が増えれば療養給付費負担金ですとか療養給付費交付金が増えるというかたちになりますけれども、医療費の増加を全部交付金が負担してくれるわけではないので、その分税で負担しなさいということでもあるので、税の収入が医療費の増加に対応しきれていないということが現れているかと思えます。

会長)

特になければ次に進んでよろしいでしょうか。

会長)

続きまして報告事項(2)について事務局から説明をお願いします。

(係長より(2)について説明)

会長)

平成30年度決算見込みについて説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

会長)

保険給付費ですが同額道の方からくる、そして道の方に7億7千万納付金を払うとなりますがもう道の会計に移行しているということですね。

課長)

7億7千4百万というのは全道規模で医療費をみて、市町村の所得を勘案しまして確定されるものなんですけれども、この部分を払ってしまえば医療費がどれだけかかっても全部道から入ってくるという考え方になります。ですので今までの国保会計の考え方とかなり変わるかたちになります。

会長)

全体的にみると歳出が若干低めになるのでしょうか。

係長)

納付金の額は確定していますので、それに対して税収を合わせていかなければならないということ

で平成30年度の段階でいえば、納付金に対して税収が少し足りない、ですので税収を上げてくださいという仕組みになっております。

会長)

今の段階では7億7千万に対して税収が足りていないということですね。

係長)

そうです。今の段階では足りていないということです。

課長)

単純に平成30年度の見込みですけれども、7億7千万という額を道に納めなければならないんですけれども、国保税の歳入だけみますと約5億7千万ですから2億ほど足りていないということになります。ですので今後は納付金を払うための税率設定になるということになります。

〇〇委員)

この7億7千万というのは道から示された額ですよ。これは道が今回初めて出した額であって今後来年再来年は8億とか9億とかになる可能性もありますよね。どこに落ち着くのが妥当か道でもまだわからない状況じゃないでしょうか。その辺が怖いところですね。ただ道の国保会計も納付金の額よりはみ出した医療費など出た場合財源はあるんですか。

係長)

道の方の国保会計はやはり基金を積んで基金ありきの運営をするとのこと。それは市町村が今まで行ってきた運営と同じですので、市町村は納付金に対して税収というかたちになりますけれども、都道府県に関しましては今まで市町村が行ってきた運営と同じようにやっていくということですから、もちろん赤字になることもあると思います。その辺についてはこれから道の方で詰めていくところだと思います。

〇〇委員)

例年道に払う額が提示されるのはいつ頃になるんですか。

係長)

概算が11月、本算定が2月頃にです。

〇〇委員)

来年の2月頃になると平成31年度の額がわかるということですね。

係長)

そうです。

〇〇委員)

このことに少し関連するかもしれませんが、医療分に関しては資産割が入っていますね。道の示す標準保険料率の賦課割合は3方式なんですね。結局資産割を賦課している市町村は資産割を所得割に

換算して計算することになると思うんですがそのところで、道と町で差異は出ないのでしょうか。それと資産割の割合は八雲町では何パーセントくらいなのでしょう。

係長)

どれくらいの割合で資産割が賦課されているか今手元に資料がありませんが、調べることは可能ですので次の機会にお示ししたいと思います。道の標準保険料率は基本的に3方式で提示されております。市町村も3方式のところもありますし、4方式のところもあるということで、小さな町村は4方式を採用しているところが多いそうです。そのようなこともありまして後々統一していきましようというなかでは3方式の方に変えていってほしいということがあります。今の段階では道の方も標準保険料率においては4方式で行っている市町村については4方式で提示していただいております。当面4方式で続けていく方向ではありますが将来的には全道統一で3方式にしていくと、最終的には3方式に統一することになるかと思っております。ただ、当町としては今これだけの赤字を抱えているなかで、税率を上げると同時に資産割を廃止するとなると、なかなか混乱をきたす部分もあると考えておりますので、当町の適切な廃止の時期としてはもう少し先かと思っております。

〇〇委員)

道の調査では平成30年度に22町村が3方式に変わったそうです。そうしますとどんどん3方式に変えていっている。納付金を支払うときにどれくらい資産割が関係しているのかなと思っております。それによって収入が変わってきますから。これから後期高齢にだんだん移行する方も多くなると思いますが、その方が資産の名義を変えない限り国保には今まで入っていた資産税が入ってこないことになりますよね。そうすると税収が入ってこない、国保の収入が少なくなってしまうんじゃないかというところが気になっていたんです。

課長)

道の方も平準化に向けて取り組んでおりますが、ただ今の段階では時期的なもので明確なものが示されていないんですけれども、いずれ全道統一の税率になると思っております。当町としても今すぐということではできないんですけれども、いずれ資産割から所得割に変えていって所得割の率が上がっていくということにせざるをえないのかなと思っております。

〇〇委員)

徐々にということですか。

課長)

そのやり方はいろいろあると思っております。今赤字分が莫大にありますので、来年再来年というなかではなかなか動けないのかなというところが正直なところなんです。5年、6年で赤字を補填できるという計画を作ったとして、1年、2年目で単年度黒字に転じる見通しになれば3年目、4年目くらいからその部分も見据えていけるのかなと思っておりますが、あくまでも計画なので、実際に蓋を開けてみないと

わからないところもあります。当然赤字を補填するための計画なんですけれども、計画通りにいけば次の段階で4方式から3方式に変えていく方向が見えてくるのかなと思います。いずれは平準化になるのでやっていかなければならないのかなと思っております。1次産業の多い町はこれまでも資産割に頼らざるを得ないというか、そういった部分で財源を確保してきたのも事実ですので、なかなかすぐやるというのは難しいかもしれませんが、いずれはやらなければならないと思います。

会長)

なかなか難しい問題ですね。資産割をなくしたときの影響なんかは出せるんですか。

係長)

はい、出すことは可能です。

会長)

今すぐではなくても、試算が出せるのであればお願いしたいと思います。どうするかは別として、検討してみてもよいと思います。

〇〇委員)

納付金7億払いました、そして医療費は道がみますということですが、納付金7億払えませんでしたというようなことは考えなくていいんですか。どうしてもそれは税金を集めて払わなければならないということですか。

課長)

基本的には払わなければなりません。先ほどご説明したとおり、税で補えない部分は一般会計から借りるというかたちになります。

〇〇委員)

道から額が示されたらまずそれは払わなければならないというのがまず第一ということですね。

課長)

そうですね。

〇〇委員)

7億ならこれからも毎年7億と決まっているわけではないですよ。決まっているならこちらも計算が楽ですけども。来年8億に上がったというようになればこちらも来年税率を上げなければならないとなるとなかなか大変ですね。

〇〇委員)

うちの町だと国立病院がなくなるときがまた一つの転換期だと思います。税収なんか落ちると思いますから。

課長)

やはり当町は一次産業の町なので天候に左右されるところがありまして、税収の動きがなかなか大

きいのでそこが難しいところです。

会長)

他にご質問ありませんか、特になければ次に進んでよろしいでしょうか。

会長)

続きまして報告事項(3)について事務局から説明をお願いします。

(係長より(3)について説明)

会長)

八雲町国保の概況について説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

〇〇委員)

特定健診についてなんですけれども、2年前から行っておりますとのことで、臨床検査データ提供の同意書というのが送られてきたんですけれども、私たまたま3ヶ月ごとに総合病院に受診していますからこれを持っていったんですけれども、該当する中の一つが入っていないから駄目だと拒否されたんです。それでは健診を受診して一括で受けなければ駄目だということですかと聞きましたら、そうですとのことなんです。であれば何のためにこの同意書を送ってきているのかということなんです。3ヶ月健診を受けている人が毎回毎回これだけ受けることはないし、先生にこれ足りないからこれを一緒に受けさせてくださいとも言えないし、そうしますとの方が仰るにはお金がかかることですから私の方から受けてくださいとは言えませんとのことなんです。意味はわかるんですけれどもこれが気持ちが入っていないと思うんです。ですから協力しようと思っても無理なんです。道の協議会でも言ったんですけれどもこれは全国统一ですかと聞いたら統一だと仰るんです。そしたらあとは集団健診を受けるしかないということですよ。そうすると集団検診に行かれないし、そもそも私は集団健診でひっかかって3ヶ月健診を受けているんですが、そういう人は除外されるわけですよ。特定健診が浸透していないんじゃないかなと思います。それでそのことを言いましたそれは病院がやっていることじゃないですからと仰るんです。委託されていますからとのことでもうそれ以上は言えなかったんですが、連携はとれているんでしょうか。協力してくださいと言っているのに受付できませんと言われたらその時どういう気持ちになるかなと私は思ってしまいました。

〇〇委員)

この部分は病院にかかって治療しているからもう受けなくてもいいということなんじゃないかな。そこで単に駄目だと言ってしまうのもどうなんだろう。

〇〇委員)

単純に縦割りで切れてしまってるんじゃないですか。通常月に1回、2回通っている人のデータをこれに記載してくださいといったら、検査をやっている分記載して送ってくればあまり難しく考えなくてもよいと思うし、その部分で後程ご本人にこれこれ足りないものを受けてくれませんかということならいくらか話しは分かるけれども。病院からもう受け付けませんと言われたら患者側とすればもう持って行ってくれませんかよ。

〇〇委員)

事務方さんも一人一人調べてはられませんというんです。大勢いるからわかりますけど先生にかかりましたらカルテを出しますよね。それが何でデータを出せないのかと思うんです。それも最初から私たちは忙しくてそんな一人一人出せませんっていうんですよ。あれっと、完全に拒否されているのかと思ってしまいます。これじゃパーセントなんか変わらないですよ。

〇〇委員)

この項目全部がないと書いてもらえないということですか。

〇〇委員)

受付しませんと言われたんです。

〇〇委員)

集団健診と一般診療と割り切ってしまうからこういうことになるんじゃないですか。

これは総合病院しか駄目なんですか。

課長)

今はユウラップ医院と魚住医院もやっています。

〇〇委員)

これは検討の余地があると思います。

〇〇委員)

特定健診の受診率は補助金の算定の基礎になっているわけですよ。

係長)

そうですね、努力者支援制度というのがありまして算定の基礎になっています。

〇〇委員)

道の運営協議会に行きました時に他の町の資料を見せていただいたんですけども、ほかの町はみんな必死なんですよ。みんな頑張っているからこういうことは必要なんだと思っていました。医療費の負担を減らすためにもやっているわけでしょ、病気が重くならないうちにとということで。それならもっと病院も協力的になってほしいなと思いました。

〇〇委員)

やれないとか、忙しくて云々という言葉が出るということは一からやらないと、病院側の業務に含まされているんだということからやらないと、提出した患者さんが嫌な思いをするだけですよね。

〇〇委員)

余計なことをしてしまったかと思ってしまうます。

会長)

きっとこれは今の例だけじゃなく他に何件かあるんじゃないでしょうか。特定健診の受診率は国の交付金の算定の基礎になっていますから、その辺改善できるところは改善したほうがいいと思います。

課長)

総合病院の考え方も大きいと思うんで、病院の事務方ともその辺の対応がどうにかならないか話しをしないと駄目かなと思います。

会長)

他にございませんか。質疑がないようですので 6. その他 について事務局から説明をお願いします。

(係長より 6. その他について説明)

会長)

国民健康保険特別会計税率改正及び赤字解消計画案について説明をいただきましたが何か質疑ございませんか。

会長)

一応6年で解消という計画ですけれども、そのあとまた赤字になるかどうかはわからないということですか。

係長)

納付金の額も一定ではないし、所得も一定ではないのでどこかの時点でその二つの数値に乖離があると赤字の方にいってしまう可能性はあります。ですので当町としては一次産業の割合が多いということがありまして、所得も物凄く上下しますので、納付金に関しては今年から制度がスタートしましたけれども道の方はそんなに揺らがないとっておりますけれども、揺らぐことは揺らぐと思います。揺らぎがあるからにはやはりそれに対応するもの、基金の積み立てというのはないといけないのかなと考えております。基金ありきの運営でないといけないのかなと考えております。

会長)

いずれにしても税率が下がるということは考えられないですか。

課長)

平準化できるときではないかと思います。

係長)

ある程度基金がたまって揺らぎに対応できるようになったときに道が示している標準保険料率に下げることができるのかなと思います。

〇〇委員)

基金がたまるのは難しいでしょうね。

課長)

今の状態だとちょっと時間がかかると思います。

〇〇委員)

今できることはこの29年度までの赤字を6年間で解消できるかということですから、とりあえず31年度からの3年間やってみるしかないですね。12月の段階の税金なんかをみてそのときのたたき台をどうするかということも今後あるでしょうけど。

会長)

一般会計からの繰入はどうなんでしょうか。

課長)

一般会計からの繰入金はいくまで借入ということで予算も編成しています。新しい制度になってからはそのように対応するしかない状況です。

会長)

やはりそれは税の公平性ということでしょうか。

課長)

はい、国保の被保険者の割合が全体の3割ほどです。残りの7割は国保以外ですから国保会計は国保税で対応するというのが原則です。

会長)

最近健康保険の組合は小規模なところは大変なのでやめるところもあると聞きましたがどうなんですか。

〇〇委員)

少しずつあるのではないのでしょうか。人が少なくなってきましたから、合併とかしていかないと。

〇〇委員)

税率を上げる下げるといっても実際大変ですね。

課長)

全国的なことですけれども医療費は高度化して下がりませんよね、なのに人口は間違いなく下がっていますから明らかに負担は増えていきますね。

会長)

町としても先ほどの特定健診も含めて些細なことでもいいですので何かいい案があったらやっていただければと思います。

会長)

他に何かございませんか。

会長)

以上で今日予定されていた議題のすべてを終了いたしました。長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

上記会議の記録に相違ないことを証するためにここに署名する。

会 長 印

署名委員 印

署名委員 印

